

クーリングシェルター募集要項

(趣旨)

- 1 熱中症対策では、極端な高温の発生時に暑さを避ける場の利用促進が重要なため、気候変動適応法^{※1}が改正され、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)^{※2}を市町村長が指定できるようになりました。

市では、熱中症による健康被害を防止し、市民の生命と健康を守るため、市内の公共施設(公民館等)と民間施設をクーリングシェルターとして指定したいと考えています。

ついては、クーリングシェルターを運用し、市と共に熱中症対策に取り組んでいただける民間施設を募集します。

※1 地球温暖化などの気候変動に対する適応を推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした法律

※2 冷房設備を有し、熱中症特別警戒アラート発表時に不特定多数の者へ開放される施設

(実施内容)

- 2 クーリングシェルターは、市民の休息場所として主に次の内容を実施します。
 - (1) 各施設の出入口等、見やすい場所へのクーリングシェルターのマーク掲示
 - (2) クーリングシェルターの場所、飲料購入場所の案内(問い合わせがあった場合)
 - (3) 休息用の椅子、ソファ等の準備(既設のもので可)
 - (4) 冷房設備の適切な管理

(応募資格)

- 3 応募資格は、市内に所在する施設で、次の条件を満たす施設とします。
 - (1) 施設情報(応募用紙に記載内容)をホームページ掲載できる施設
 - (2) 指定のクーリングシェルターのマークを掲示する施設
 - (3) 適当な冷房設備を有する施設
 - (4) 利用者が滞在する際、適切な空間を保つことができる施設

(施設運用期間)

- 4 クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート運用期間^{※3}(4月第4水曜日～10月第4水曜日)とします。

なお、運用することができる日及び時間帯は、各施設の実情に応じます。

※3 全国的に暑さ指数を予測し、熱中症の危険性が極めて高くなると予測された際に、熱中症警戒アラートが発表される期間

(募集期間)

- 5 募集期間は、随時受付となります。ただし、施設運用期間終了後の応募については、次年度の施設運用期間の際の指定となる場合があります。

(応募方法)

- 6 LoGo フォーム^{※4}による申請または別紙応募用紙に必要事項を記載の上で、持参、郵送、ファクス、電子メールのいずれかの方法によって、佐野市気候変動対策課に提出してください。

^{※4}LoGo フォームとは、株式会社トラストバンクが提供する、自治体専用のノーコード電子申請システムです。

(提出後の流れ)

- 7 LoGo フォームによる申請または応募用紙提出後の流れは、次のとおりです。

- (1) 佐野市気候変動対策課にて受領
- (2) 応募内容の審査
- (3) 市と施設管理者で協定内容の協議
- (4) 協定の締結
- (5) クーリングシェルター施設情報の公表(市ウェブサイト等)
- (6) クーリングシェルターの運用開始

(物資の配布、情報の提供)

- 8 市は、クーリングシェルターに指定した施設に次の物資の配布、情報の提供を行います。

- (1) クーリングシェルターのマークのデータ及び表示看板の提供
- (2) 熱中症に関する資料の配布
 - ・ 対応フローチャート（データ）
 - ・ 啓発動画（データ）
 - ・ その他

- (3) 熱中症特別警戒アラート^{※5}の発表時の情報提供

佐野市防災・気象情報メール^{※6}の登録をお願いいたします。

^{※5}熱中症による重大な健康被害が生じるおそれがある場合に発表される熱中症警戒アラートより一段上の情報

^{※6}市内の火災情報や防災情報、気象情報や避難情報などを登録されたパソコンや携帯電話などのメールアドレスに配信

(その他)

- 9 公序良俗に反する、取組の趣旨に適さない等、市が不相当と認める場合は、クーリングシェルターとして指定されない場合があります。

応募・問合せ 〒327-8501 佐野市高砂町1番地
佐野市 気候変動対策課
TEL 0283-24-5770
FAX 0283-20-3029
E-mail kikouhendou@city.sano.lg.jp

ロゴフォーム申請

